

育児休業、介護休業、育児部分休業、介護部分休業及び育児短時間勤務の
適用除外に関する労使協定書

公立大学法人会津大学（以下「法人」という。）と会津大学の職員の過半数を代表する者（以下「会津大学過半数代表者」という。）は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1項及び第12条第2項並びに公立大学法人会津大学職員の育児休業、介護休業等に関する規程第3条第2項、第10条の2第2項、第11条第2項、第12条第2項及び第20条第2項に基づき、育児休業若しくは介護休業又は育児短時間勤務、育児部分休業若しくは介護部分休業をすることができないものに関し、次のとおり協定する。

（育児休業の適用除外者）

第1条 法人は、次の職員から育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができる。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
- 二 育児休業の申出があった日から起算して1年以内に雇用期間が終了することが明らかな職員
- 三 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（育児短時間勤務の適用除外者）

第2条 法人は、次の職員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができる。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（育児部分休業の適用除外者）

第3条 法人は、次の職員から育児部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができる。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（介護休業の適用除外者）

第4条 法人は、次の職員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができる。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
- 二 申出の日から93日以内に雇用期間が終了することが明らかな職員
- 三 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（介護部分休業の適用除外者）

第5条 法人は、次の職員から介護部分休業の申出があったときは、その申出を拒むことができる。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

（職員への通知）

第6条 法人は、職員の申し出を拒むときは、その旨を職員に通知するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定は平成26年7月24日から適用し、有効期間は平成27年3月31日までとする。

(協定の更新)

第8条 本協定の有効期間満了の1か月前までに労使いずれからも異議の申し出がない場合は同一条件でさらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

平成26年 7月24日

公立大学法人会津大学理事長 岡 隆 一 印

会津大学過半数代表者 森 和 好 印